

令和2年度 京都市立久世西小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 「学校いじめの防止等基本方針」の策定

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。また、いじめはどの学校・学級でも起こり得るものであり、すべての子どもたちが突然被害者にも加害者にもなり得るものであることを理解しておくべきである。そのため、「いじめは絶対に許されるものではない」という意識を学校生活の中で児童一人一人に徹底することをもとに学校づくりにつなげていく。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進法の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名 久世西小学校いじめ対策委員会

イ 構成員（職名又は校務分掌）

校長・教頭・教務主任・人権教育主任・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・教育相談主任・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

ウ 開催時期

いじめ対策委員会は運営委員会・生徒指導部会にて開催する

定期の生徒指導部会は、月1・2回開催（水曜日）

緊急対応の場合は、この限りではない。

エ 委員会として取り組む内容

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等。
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有。
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認。
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・関係機関、専門機関との連携対応

※会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載)

※児童・保護者への周知

- ① 5月にホームページに公開
- ② 6月に学校だよりに公開
- ③ 朝会を通じて、子どもに紹介

(2) 校内教職員研修の充実

ア 校内研修の取組

- ・本校では、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。
- ・教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研修を計画的に行います。

イ 研修時期と内容

- 5月・11月に行う生徒指導研修会の場で行います。
- 「久世西小学校いじめ防止基本方針の徹底」「いじめに関するアンケート、クラスマネジメントシートの結果を基にした研修」「事例を基にした研修」等を内容とします。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止

ア 授業改善・学習環境の整備

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学校教育目標『目標に向かって、自ら考え、進んで行動できる子どもの育成～学び合い・高め合う 対話的で深い学びを通して～』の具現化を行い、「生徒指導の三機能」（①自己存在感を与える ②自己決定の場を与える ③共感的な人間関係を育てる ※以下「生徒指導の三機能」と表記）を意識した一人一人を大切にする授業を開発し、児童の自己指導力を高めるように努める。
- ・久世スタンダードにある子どもの育成を目指した指導を行う。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童生徒に習得すべき基礎学力の定着を図る。

イ 道徳教育・人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室を計画する。
- ・毎月「なかまの日」を設定し、人権意識を育む取組を行う。
- ・人権学習の参観授業への呼びかけをする。

ウ 体験活動の充実

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（運動会やくぜにしつ子発表会）を通して人間関係づくりを行う。
- ・総合的な学習の時間や生活科等の取組を通じて、自他の生命を尊重する意識付けを図る。

エ 児童生徒が自主的に行う活動（絆づくり）

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・1、6年生を軸としたお世話活動を行う。（ピアサポート）

- ・縦割活動によるリーダーの育成と、自己有用感の向上を図る。
- ・児童朝会を行い、委員会や学年からの発表を行う。
- ・12月の人権週間の際、「いじめ問題」を取り上げ、人権標語・スローガンを作成する等人権意識を高める活動を行う。
- ・京（みやこ）キッズ会議に児童会より代表児童が参加し、いじめのない学校にするためにどんな取組を行えばよいか、児童が主体的に考える場を設ける。

オ 児童へのはたらきかけ

- ・久世スタンダードにある子どもの育成に向けて月目標を計画し、全校的に実行し、ふり返る。
- ・非行防止教室や情報モラル教室の内容を他学年の児童生徒にも知らせ、学級で話し合わせる。
- ・あいさつと姿勢（しっかり聴く・静かに待つ）を大切にする。
- ・間違えても受け入れてもらえる、間違うことで学ぶことができるような安心して学習できる学級づくりをする。
- ・全ての授業の中で、生徒指導の三機能を意識し、人権意識を育てる視点を重視した学習展開を大切にする。
- ・学校（学年・学級）通信、ホームページの中で、子どもの優しさを発信していくようにする。

カ 保護者への呼びかけ

- ・学級懇談会を通して、身近な人権問題を保護者とともに考える機会を設定する。
- ・10月を道徳強化月間とし、道徳や人権に関わる授業を保護者に参観していただく機会を設定する。
- ・授業参観の機会を通じ、非行防止教室やケータイ教室を参観してもらうようする。
- ・おたよりや参観授業・懇談会などで、コミュニケーションツール（Line等）などの危険性を伝え、家庭でのルール作りを促す。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 情報の集約と情報の共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関する情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。
- ・週に1回、学年会を開き、常に学級間での情報を共有する。
- ・全教職員間で何事も話しやすい職場づくりに励む。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

- ・記名式のいじめアンケートを6月と11月に実施する。
- ・学校評価の児童生徒によるアンケート（記名式）において、「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。

(イ) 教育相談の実施

- ・各担任は必ずアンケート結果を把握し、それをもとに相談活動を積極的に行う。その際、児童の生徒の観察に努める。
- ・S CおよびS S Wを積極的に活用する。

ウ その他（上記調査等の結果の検証及び組織的な対処）

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童生徒への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・家庭教育学級や育成団体連絡協議会等を活用して、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を他学年の児童生徒にも周知する。
- ・ネットに関する問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策につ

いての理解を深める。

- ・全教職員で、SNSを通じて起こっている問題行動の共通理解をする。
- ・いじめ対策委員会および校内研修の中で、各種アンケートの結果分析を行う。
- ・今年度の組織および取組について、P D C Aサイクルでの評価・検証を行う。
- ・いじめに関するアンケート（年間2回）、クラスマネジメントシート（年間2回）を実施し、それを基にいじめ対策委員会にて、児童の実態および状況を把握する。

(3) いじめが起きたときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめやその疑いを把握した時の校内での情報共有及び対応

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・周りの児童への関わりを把握する。
- ・被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・事案によっては、警察にも連絡を入れる。

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前提となる基本事項

- 『学校いじめ防止基本方針』
- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

- 『いじめ対策委員会』
- 担任(担当者)といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

- ・学習環境整備
- ・道徳教育 人権教育の充実
- ・児童同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童主体の活動
- ・体験活動の充実

予防

いじめ(その疑いのあるものも含む。以下同じ)の情報を把握

- ・教職員 児童 保護者 地域からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から

見逃しのない
観察

組織(いじめ対策委員会)で情報共有し、事実関係を把握

- 【いじめ対策委員会で共有】
- 聴き取り・指導・支援体制の検討

- 【事実確認】
- 複数で対応
- 組織的判断でいじめを認知
- 丁寧かつ正確な事実確認
- 時系列で事実経過を確認、整理して記録する。

手遅れのない
対応

管理職のリーダーシップのもと、学校としての対応方針を決定する。 【認識の共有化・行動の一元化】

心の通った
指導

- 【児童への指導・支援】
- 被害児童を「絶対守る」「必ず解決する」学校の姿勢
- 隙間の時間を作らない
- 加害児童への再発防止に向けた指導 ●非を自覚させる
- 周囲がいじめを自分たちの問題として捉えるための指導

- 【保護者への連絡・家庭との連携】
- 担任、つながりのある教職員を中心に即日、関係児童の家庭訪問を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

- 【教育委員会への報告・連携】
- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会に報告し、連携して対処する。

- 【謝罪の場の設定】
- 被害児童・保護者の意向を十分尊重し、関係児童・保護者が一堂に集まり謝罪の場をもつ。

- 【関係機関との連携】
- 必要に応じて警察、児童相談所と連携して対処。

「いじめ」解消まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。

- ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間やんでいること (救済)
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと (回復)

*面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織(いじめ対策委員会)で行う。

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・子どもに情報モラルを身に付けられるようにするための指導を充実させ、強化を図る。
- ・全学年で情報モラルの授業を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。
- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに学年主任・生徒指導主任・人権主任・管理職へ報告し、組織全体で情報を共有する。
- ・いじめ対策委員会が支援しながら、担任や学年を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・いじめ対策委員会を中心に、情報教育部・人権部など、関連の部署とも協力しながら、インターネット上でのいじめの状況・被害児童や加害児童の状況・周りの児童の関わりなどの情報を収集する。
- ・いじめ対策委員会を開いて対応を話し合い、被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ・担任が被害及び加害児童の保護者に適宜、連絡する。
- ・事案によっては、警察や関係機関などにも連絡を入れる。

(5) 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・いじめ対策委員会の支援のもと、担任や学年で被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・いじめ対策委員会の支援のもと、加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・情報教育部などの協力を得て、担任・学年は必要に応じて周りの児童に対しても情報教育などの指導を行い、再発を防ぐ。
- ・上記の取組を行い、少なくとも3か月間の見守りを続ける。
- ・定期的に被害児童に聞き取りを行い、心身の苦痛の有無を確認する。

(6) 教職員の資質能力向上の取組

ア 内容

- ・学校評価アンケート、クラスマネジメントシートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。その際、P D C Aサイクルでの見直しを行う。

イ 実施時期

- ・年間計画に準ずる

4 保護者・地域・関係機関との連携

(1) 地域・家庭との連携の推進に向けて

- ・久世西小学校 P T Aとの連携のもと、いじめ問題や「久世西小学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- ・説明会や懇談会で「学校いじめ防止基本方針」や「久世スタンダード」の内容を周知し、保護者の理解と協力を得る。
- ・人権参観授業や懇談会で保護者へ啓発する。
- ・いじめ防止の取組についてホームページで発信する。
- ・P T Aカレンダーを活用し、P T Aの協力を得る。
- ・家庭教育講座や育成団体連絡協議会等を活用して、地域や保護者の理解と協力を得る。

(2) 関係機関との連携の推進に向けて

- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールソポーターとの連携を密にしておく。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重態事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態として取り扱う案件は、(①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。)が主なものであるが、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときも、重大事態の疑いのあるものとして対応する。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、(事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進 等)を速やかに行う。

また、京都市教育委員が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、コロナウイルス感染防止のための臨時休業に伴い、計画の見直しを行い、変更する場合がある。

| 月 | 対策会議や校内研修等 早期発見・積極的認知 | 未然防止に向けた 取組や行事等 | アンケートの実施 や教育相談週間等 | 保護者への発信等 |
|----|---|--|---|---|
| 4 | 職員会議「学校いじめ防止 基本方針」の共通理解 | なかまの日 縦割グループづくり 縦割活動 | | 久世西のきまりの配付 学級懇談会 PTAカレンダー |
| 5 | いじめ対策委員会（1回） 校内研修「あたたかく見守 りたい児童の交流」 | なかまの日 なかよし交流 (朝会にて周知) | | 学校便り 家庭訪問 PTAカレンダー HPでの発信 |
| 6 | いじめ対策委員会（1回） | なかまの日 非行防止教室 運動会 5年長期宿泊 | | 学校便り PTAカレンダー |
| 7 | いじめ対策委員会（1回） | なかまの日 | 第1回いじめに関するア ンケートの実施 児童・保護者・教職員に による学校評価 教育相談 クラスマネジメントシー トの実施 | 学校便り PTAカレンダー 個人懇談会 |
| 8 | | | | 学校便り PTAカレンダー |
| 9 | いじめ対策委員会（1回） | なかまの日 4年みさきの家野外活動 | 学校評価結果の公表① | 学校便り PTAカレンダー |
| 10 | いじめ対策委員会（1回） | なかまの日 6年修学旅行 | | 学校便り PTAカレンダー 人権参観懇談会 |
| 11 | いじめ対策委員会（1回） 教職員研修 | くぜにしつ子発表会 なかまの日 | 第2回いじめに関するア ンケートの実施 | 学校便り PTAカレンダー |
| 12 | いじめ対策委員会（1回） | 5年就学時健診サポート なかまの日 人権に関する朝会 人権標語作成 | 児童・保護者・教職員に による学校評価 教育相談 クラスマネジメントシー トの実施 | 学校便り PTAカレンダー 個人懇談会 |
| 1 | いじめ対策委員会（1回） | なかまの日 ケータイ安全教室 | 学校評価結果の公表② | 学校便り PTAカレンダー |
| 2 | いじめ対策委員会（1回） 学校いじめ防止の基本方針 の見直し | なかまの日 5年半日入学サポート | | 学校便り PTAカレンダー 新1年半日入学保護者説明 学級懇談会 |
| 3 | いじめ対策委員会(1回) | なかまの日 6年生を送る会 | | 学校便り PTAカレンダー |

